

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年11月18日（令和7年（行個）諮問第301号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行個）答申第193号）

事件名：本人に係る特定年月日の相談票の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月28日付け石労発0328第10号により石川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

特定職員Aがうそをついている。特定月日Bに再来署と書いてある。特定月日Bの再来署した文章をだせ。

[別紙]（抜粋）

（1）労基に特定月下旬に行った記憶はあるが、特定月日Aの日かは不明だが、特定労働基準監督署には、1階で受付をして入るので、そこで、何月何日、審査請求人と書いた書類を出して入るので、最初からそれを調べれば日付がわかるはずだ。

特定職員Aの相談票と、特定職員Bの相談票が平成30年特定月日Aと、同じ日になっていること自体がおかしいでしょう。この当時は、労基に体が痛いので、2回しか行っていない。それに特定職員Bの後日に労基に来て特定職員Aに相談している。

（2）労働局長の助言、指導処理票の受付日が平成30年特定月日Aに受付者は特定職員Bと書いてある。相談票に、特定月日A、受付者は特定職員Aと書いてある。おかしいだろう。2人いっしょに特定月日Aに会話した事実は、一切ありません。初めて労基に行って、相談コーナーで対応して電話した人が特定職員Bなら、この日は特定職員Bだけしか対応していないはず。特定職員Aが作成した特定月日Aは嘘で、2回目に労

基に行った時に、特定職員Aと会話したので、嘘を言っている。

- (3) 別件の開示請求で、特定職員Aの相談票で平成30年特定月日Aに作成したのが、2枚出てきた。手書きで特定月日B、「再来署、弁護士へ相談するとのこと」と書いてある。この当時、労基に2回だけしか行っていないはずだから、特定職員Aと初めて会話した日は、特定月日Bになる。これが証拠だし、特定月日Aに特定職員Aが作成したのは、偽装になる。
- (4) 推察だが、嘘について特定月日Aの書類を作成したが、嘘がバレたらやばい特定職員Aが、特定月日Bに再来署と手書きで書いたものと推察される。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和7年3月13日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が令和7年3月28日付け石労発0328第10号により、法82条2項の規定に基づき保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分）を行ったところ、審査請求者は、これを不服として、同年6月23日付け（同月25日受付。なお補正期間56日間）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象保有個人情報を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書について

審査請求人が審査請求の対象とした原処分において、開示請求対象とされた保有個人情報を記載した行政文書は、仮に存在するとすれば「特定月日Bの審査請求人を相談者とする相談票」（以下「本件対象行政文書」という。）が該当する。

ア 相談票について

相談票とは、労働局及び労働基準監督署の職員等が相談業務を行った際に、監督指導等業務において今後情報の共有等が必要と思料される場合に、作成・保存される文書であり、一般的には相談票の標題が付され、「管轄局署」、「受付年月日」、「相談方法」、「受付担当者」、「受付担当職員」、「氏名」、「性別」、「氏名を明らかにすること」、「住所」、「電話番号」、「労働者の就労形態・種別」、「事業場名」、「所在地」、「代表者職氏名」、「担当者職氏名」、「電話番号」、「FAX」、「事業場に関する事

項」、「相談の区分」、「〈相談の内容〉」、「〈処理状況・意見〉」、「〈指示欄〉」、「処理結果」などの各欄がある。

イ 本件対象行政文書が不存在であることについて

処分庁においては、特定労働基準監督署において、本件対象行政文書を事務処理上作成した事実は確認できず、念のため保有する可能性があるとして文書探索を行なわせたところ、本件対象行政文書は発見されなかったことから、当該文書を保有していないとして、不開示決定を行ったものである。

また、本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて処分庁に対し本件対象行政文書と思われる文書を保有しているかについて確認を行ったほか、処分庁及び特定労働基準監督署においても、改めて書庫等を含め探索したが、本件対象行政文書の保有は認められなかったものである。

なお、処分庁においては、念のため、特定労働基準監督署の来庁者の記録も確認したが、審査請求人が主張する特定年月日については、管理官署において、既に当該記録の保管期限を超過し、破棄されていたことから、確認には至らなかったものである。

以上より、本件対象保有個人情報保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、本件対象保有個人情報を保有していないため不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「特定職員が（中略）。特定月日Bに再来署と書いてある。特定月日Bの再来署した文書を出せ。」と主張しているが、本件対象行政文書の存在・不存在については、上記（1）イに記載したとおり、特定労働局及び特定労働基準監督署には存在しないことは明らかであり、審査請求人の主張には理はない。

なお、念のため付言するに、相談票の作成・記載等については、「これらの文書は、その体裁や内容を見ると、当事者の発言内容及び対応方針等を細大漏らさず記載されていることが要求されている文書ではなく、担当官の理解に基づき、相談（中略）の対応に必要な範囲で記載される文書であると認められる。そうすると、担当官が当該文書の作成目的に照らしてその内容を取捨選択することは、担当官の職務権限内の行為といふべき」（同旨：平成29年度（行個）答申第24号）と解されていることから見ても明らかなおろ、担当官は、「都道府県労働局及び労働基準監督署等において行う労働相談は、（中略）日々多数寄せられる相談等」について、「労働相談票に記録するか否かは、相談の内容やその時の状況に応じて担当者が判断するもの」（平成30年度（行個）答申第162号）であり、処分庁の職員は、所掌事務の範囲において、適

切に業務を遂行しているところである。

また、審査請求人は、「労基に特定月下旬に行った記憶はあるが、特定月日Aの日かは不明だが、特定労働基準監督署には、1階で受付をして入るので、そこで、何月何日、審査請求人と書いた書類を出して入るので、最初からそれを調べれば日付が分かるはずだ。」とも主張するが、本主張についても、上記（1）イで述べたとおり、諮問庁においても、処分庁を通じ、入居庁舎を管理している官署に確認を行った結果、既に当時の記録は廃棄されており、確認には至らなかったものである。

なお、念のため付言するに、「請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよ」といって解されている（同旨：令和5年度（行個）答申第146号）こと、同種事案においても「実施機関に対してそのために必要な調査権限を付与する特段の規定を置いておらず、実施機関の有する対外的な調査権限におのずから限界があることは明らか」とも解されている（平成18年3月18日最高裁判決）（同旨：平成19年度（独個）答申第37号）ことからしても、そもそも本主張自体が否定されるべきである。

さらに、審査請求人は、「特定労基に電話したか、特定通信事業者の履歴を調べたらわかるはずですよ」とも主張するが、そもそも上記の通り、諮問庁等において、本件諮問に当たり、そこまでの調査を行う必要性は認められない。

念のため付言するに、特定通信事業者においては、当該法人が保有する個人の通話履歴等の取扱いにつき、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）4条等及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号（最終改正令和5年個人情報保護委員会・総務省告示第1号））に基づき管理等が行われていると思料されるところ、同ガイドライン38条において、「電気通信事業者は、通信履歴（中略）については、課金（中略）その他の業務の遂行上必要な場合に限り、記録することができる。」とされ、同解説（同ガイドラインの解説）において、「いったん記録した通信履歴は、記録目的の達成に必要な最小限の範囲内で保存期間を設定し、保存期間が経過したときは速やかに通信履歴を消去（中略）しなければならない。」「電気通信事業者がこれらの業務の遂行に必要とする場合、一般に6か月程度の保存は認められ」とされていることからして、審査請求人が主張する本件対象行政文書の作成時期にかかる特定通信事業者の通信記録は既に消去されていると考えるのが合理的であるものと思料される。

さらに、審査請求人は、「特定職員が、嘘の相談票を作成したのは、

（中略）そいつに頼まれて（中略）特定月日の相談票を作成したのです。」「相談票に、特定月日A、受付者は特定職員と書いてある。（中略）2人で一緒に特定月日Aに会話した事実は、一切ありません。（中略）特定職員が作成した特定月日Aは嘘で、（中略）嘘を言っている。」

「作成者特定職員Aの相談票に、「再来署」と手書きで書いてあるので、嘘について特定月日Aの書類を作成したが、嘘がバレたらやばい特定職員Aが、特定月日Bに再来署と手書きで書いたものと推察される。」等々主張するが、これらは、本件審査請求の対象となった処分とは別に、処分庁が保有している特定年月日Aの相談票に記載された審査請求人に関する保有個人情報の訂正を求めるものと思料されるところ、①審査請求人は特定年月日Aの相談票に係る訂正請求等を、既に原処分とは別に提起していることから、訂正等を求める審査請求の提起に当たっては、当該開示決定等を特定して行われる必要があるが、本件審査請求は原処分をその対象として特定していること、②法90条に定める訂正請求権は、法82条1項に基づく開示決定に対してのみ請求が可能であるところ、原処分は適切に行われた不開示決定であることから、本件審査請求で取り扱うことは適切ではない。

おって、審査請求人は、審査請求書において、労災支給についての不満等その他縷々主張するが、労災支給決定等に係る審査請求については、そもそも行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という）1条2項に定める「他の法律に特別の定めがある場合を除く」に該当し、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）38条以下等の手続きによることが妥当であると認められるほか、公文書偽造等に係る主張に至っては、刑事訴訟法等の他の法令に従って処理されるべきものであり、かつ、これらは行政処分には該当しないことから、行審法2条又は3条の要件を満たしていない。

このため、原処分の取り消しを求める審査請求人の主張はいずれも当を得ないものであることに加え、本件対象保有個人情報の保有については、上記（1）のとおりであり、本件結論に影響を及ぼすものとは認められない。

4 結論

よって、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 令和7年11月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 令和8年3月2日 | 審議 |

④ 同年10月15日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報は、開示請求書の記載によると、平成30年特定月日A、特定職員Aが作成した審査請求人に係る相談票（以下「先行相談票」という。）の「処理状況・意見」欄に「特定月日B再来署、弁護士へ相談すること」と手書きされていることから、審査請求人の当該再来署の際に作成された相談票（以下「本件相談票」という。）に記録された保有個人情報であると認められる。

(2) 諮問庁は、処分庁においては、特定労働基準監督署において、本件相談票を事務処理上作成した事実は確認できず、念のため文書探索を行わせたが、本件相談票は発見されなかったことから、当該文書を保有していないとして、不開示決定を行ったものとしており、本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて処分庁に対し本件相談票と思われる文書を保有しているかについて確認を行ったほか、処分庁及び特定労働基準監督署においても、改めて書庫等を含め探索したが、本件相談票の保有は認められなかった旨説明する。

(3) 当審査会において、諮問庁から先行相談票の提示を受け、確認したところ、確かに当該相談票の「処理状況・意見」欄の下部に、手書きで「特定月日B再来署、弁護士へ相談すること」と記載されていることが認められる。

(4) これについて、諮問庁に補足説明を求めたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

先行相談票の手書きの記載について、処分庁に確認したところ、審査請求人が特定月日Bに特定労働基準監督署に来た際に、特定月日Aに作成した相談票の書類に、審査請求人が特定月日Bに話した内容をそのまま手書きで書き加えたものである。

なお、一般論ではあるが、特定労働基準監督署に限らず、日々多数の情報等が寄せられる労働基準監督署においては、相談の内容やその時の状況に応じて、担当者において相談票を作成するかを判断することとしており、既に作成された相談票に関連する参考情報と担当官が判断した

情報については、新たに相談票を作成せず、既に作成された相談票に手書き等で追記することはあり得る。

(5) 以上を踏まえ、検討する。

ア 諮問庁の上記(4)の説明を否定することができず、これを覆すに足りる事情も認められないことに鑑みれば、既に作成された相談票に関連する参考情報と担当官が判断した情報については、新たに相談票を作成しないことがあり得ることから、平成30年特定月日Aの相談票(先行相談票)の「処理状況・意見」欄に「特定月日B再来署、弁護士へ相談するとのこと」と手書きされていることは、特定月日Bの審査請求人を相談者とする相談票が存在する根拠になるとは認め難い。

イ また、先行相談票の「処理状況・意見」欄には、総合労働相談コーナーへ相談するよう説明し、同コーナーへ引き継いだ旨の記載がある。そこで、本件と審査請求人を同じくする別件諮問事件において訂正請求の対象となっている、総合労働相談コーナーの職員(特定職員B)が受け付けた「労働局長の助言・指導処理票」を確認したところ、受付年月日欄に「平成30年特定月日A」と記載されており、上記先行相談票の「処理状況・意見」欄の記載と整合していると認められる。

ウ さらに、上記別件諮問事件の諮問書に添付されている特定月日Cの相談票の「相談の内容」欄を確認したところ、審査請求人が勤務先の事件について、特定月日Aに相談したとの記載があり、特定月日Bに相談票を作成するまでの必要がある相談があったことをうかがうことはできない。

(6) 上記のとおり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報が存在するという客観的な根拠や、それを裏付ける又はうかがわせる事情を示しているとは認められず、また、本件対象保有個人情報の探索の方法等についても問題があるとは認められない。

(7) したがって、石川労働局において本件対象保有個人情報を保有していると認めることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、石川労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙（本件対象保有個人情報）

特定年月日 A 特定職員 A が作成したする相談票の「処理状況」らんに「特定月日 B 再来署、弁護士へ相談するとのこと」と手書きされていることから特定月日 B の相談票を開示してください